

空き家の処分をお考えの皆様

## 「木祖村空き家対策事業補助金（老朽空き家対策）」

をご活用ください

### 概要

老朽化した空き家による地域の保安・衛生・景観等への被害を防止し、地域住民の生活環境を保全するため、空き家の解体・撤去にかかる費用の一部を補助します。

### 対象者

解体する空き家を所有する方

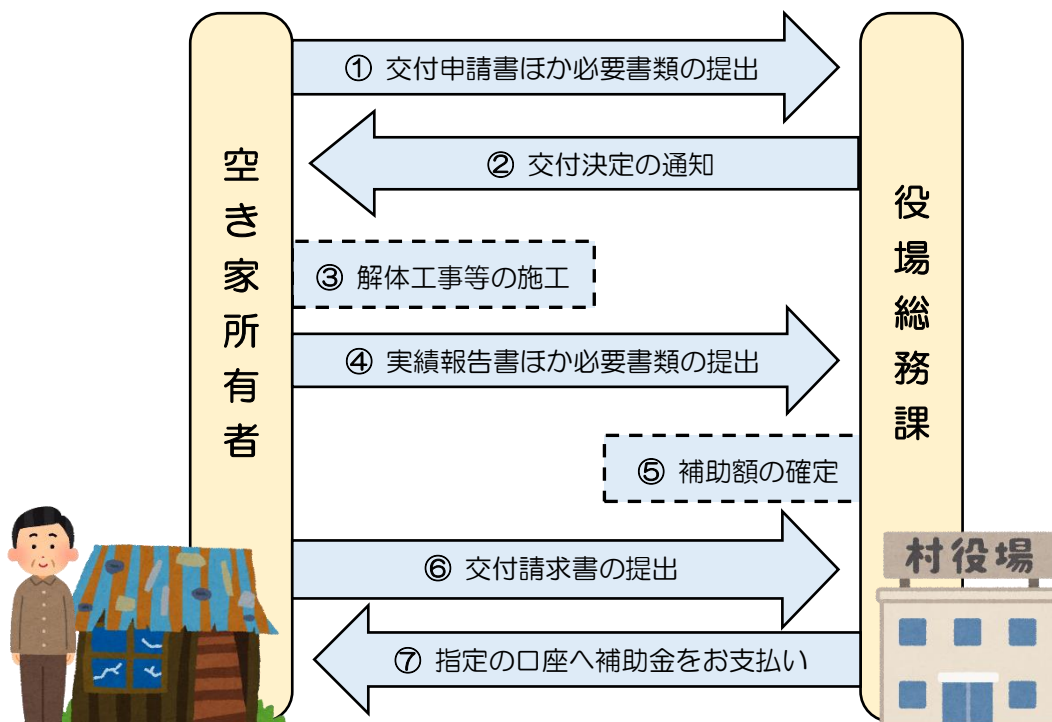
### 交付条件

- ・居住を目的として建築され、その後人が居住しなくなった村内の建物の撤去であること。
- ・村内施工業者により実施される空き家の撤去及びその土地の清掃等であること。
- ・住宅建て替えのための解体工事ではないこと。
- ・村税等に滞納がないこと。

### 補助額

空き家の解体、撤去及び処分、並びにその土地の整地及び清掃等にかかる費用のうち、10分の8を補助します。上限は50万円です。

### 申請の流れ



裏面もご確認ください➡

## 必要書類

### ■交付申請時

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 解体工事の内容及び経費がわかる書類の写し（見積書等）
- 空き家の外観及び施工予定箇所の写真 ※工事施工前に撮影してください
- 登記事項証明書の写し

### ■実績報告時

- 実績報告書（様式第8号）
- 工事等の代金請求書または領収書の写し
- 工事施工後の状況が確認できる写真
- マニフェストの写し

### ■交付請求時

- 補助金交付請求書（様式第9号）

## 注意事項

以下のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定を取り消し、返還させることがありますので、ご注意ください。

- 補助金の交付を受けるための要件を欠いた場合。
- 誓約書に記載された事項に違反があった場合。
- 補助金交付の条件に違反した場合。
- その他補助金の使途が不相当と認められる場合。

## お問い合わせ先

木祖村役場総務課 企画財政係  
〒399-6201  
木曾郡木祖村大字藪原 1191 番地の1  
電 話：0264-36-2001  
ファックス：0264-36-3344  
E-mail：iju-akiya@kisomura.com

